

宇和海における台風津波等対策連絡会会則第 3 条第 1 号の規定に基づき、次のとおり宇和海における台風津波等対策措置要領を定める。

宇和海における台風津波等対策措置要領

1 目的

宇和海（港則法適用港である川之石港、八幡浜港、三瓶港、吉田港、宇和島港、深浦港の 6 港（港域の境界付近を含む。以下同じ。））における台風、津波等に起因する海難等の災害の発生が予測される場合に、宇和海における台風津波等対策連絡会の会員（以下「会員」という。）及びその関係者が措置すべき事項を明示し、もって「宇和海における台風津波等対策連絡会（以下「連絡会」という。）会則」に定める目的を達成するものとする。

2 対策の実施

（1）台風対策

台風に関し宇和島海上保安部長（以下「宇和島部長」という。）から注意喚起又は勧告が発せられた場合は、別表 1 「船舶対応一覧表（台風）」に定める措置を実施する。

（2）津波対策

- ① 津波に関し宇和島部長から注意喚起又は勧告が発せられた場合は、別表 2 「船舶対応一覧表（津波）」に定める措置を実施する。
- ② 気象庁から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、発表時をもって宇和島部長から勧告が発せられたものとする。

（3）南海トラフ地震対策

- ① 南海トラフ地震臨時情報に関し宇和島部長から注意喚起が発せられた場合は、別表 3 「船舶対応一覧表（南海トラフ地震臨時情報）」に定める措置を実施する。
- ② 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意または巨大地震警戒）が発表された場合は、発表時をもって宇和島部長から注意喚起

が発せられたものとする。

3 情報の伝達等

(1) 情報の伝達

① 連絡会の事務局は、宇和島部長が発した注意喚起及び勧告を「連絡会会員名簿」(以下「会員名簿」という。)により、会員に対して電話、ファックス等にて確実に伝達するものとする。

ただし、2(2)②及び同(3)②の場合を除く。

② 会員は関係者に伝達を行う。

ただし、2(2)②及び同(3)②の場合を除く。

(2) 気象情報等の把握

会員は、気象庁が発表する台風、津波等に関する防災情報及び宇和島部長が発する台風、津波等に関する注意喚起又は勧告に留意するものとする。

(3) 会員名簿の更新

連絡会の事務局は、毎年4月、会員名簿を更新するものとする。

4 留意事項

(1) 自主安全基準の遵守

船舶は、本要領によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守するものとする。

(2) 普段からの備え

運航管理者等と船長は、台風等による荒天への対応方法等について事前に十分協議しておくものとする。

(3) 通信手段の確保

国際VHFを搭載する船舶は、常時16ch聴守するとともに、その他の船舶も、船舶電話等の通信手段を確保するものとする。

(4) 避難状況の連絡

避難船舶は、自船の避難状況、台風・津波等の状況、台風・津波等来襲後の異常の有無等について、できる限り関係者に連絡するものとする。

(5) 港外に退避し沖錨泊する船舶の遵守事項

- ① 避難船舶は、見張りを強化するとともに、レーダー等により自他船の位置を監視し、他船との衝突、乗揚げ、走錨防止に努める。
- ② 避難船舶は、機関を用意し、直ちに運航できる態勢を保持し、他船との衝突、乗揚げ及び走錨防止に努める。
- ③ A I Sを搭載する船舶は、常時A I Sを作動させ、適正な入力を行うものとする。

(6) 会員の支援

会員は、本要領による措置の徹底を図るため、必要な支援、協力を行うものとする。

附則 本要領は、令和8年6月11日から施行する。

宇和島海上保安部は、台風の強風域・暴風域が接近するおそれがある場合、港則法第39条第4項及び第45条により、港内の船舶に対して、この『船舶対応一覧表』を基準に勧告することとしています。
 なお、宇和島管内で勧告発令対象となる港は、港則法適用港である川之石港、八幡浜港、三瓶港、吉田港、宇和島港、深浦港の6港です。(以下「宇和島港等」という。)

船舶対応一覧表(台風)

令和8年6月11日現在

区分	発令の基準(※1)	発令の時期(※2)	旅客船	大型船・中型船		小型船(※3)
				危険物積載船	一般船舶(作業船を含む)	
注意喚起	港及び港の周辺海域が強風域(風速15m/s以上の圏内)にかかるおそれのある台風	強風域にかかる概ね24時間前	・最新の気象情報等を収集し、台風の動向等に留意する。 ・船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。			
早期警戒勧告 ※7	港及び港の周辺海域を通過する際に、最大風速40m/s以上の暴風域を伴うおそれのある台風	強風域にかかる概ね24時間前	・台風の影響が少ない他の海域へ避難する必要がある船舶は、避難又は準備を行う(運航管理者等と船長は避難の必要性及び避難先について十分協議する)。			・陸揚げをするか、安全な場所に避難を開始する。
警戒勧告	港及び港の周辺海域が強風域(風速15m/s以上の圏内)にかかるおそれのある台風	強風域にかかる概ね6時間前	・安全管理規程(運航基準)の遵守	・港湾工事等の作業現場においては、資機材の流出防止等の荒天準備を行い、作業船は作業を中止し避難準備をする。 ・荷役中又は荷役準備中の船舶にあつては、船舶代理店、荷役関係者と荷役の中止(※4)等の調整を図り、避難時期を逸することがないように留意する。 ・上記以外の船舶は、台風情報に留意し、乗組員を待機させるほか、荒天及び避難準備を行うとともに必要に応じて直ちに運航できる態勢を整える。 ・船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。		・陸揚げをするか、安全な場所に避難を開始する。
避難勧告	港及び港の周辺海域が暴風域(風速25m/s以上の圏内)にかかるおそれのある台風	暴風域にかかる概ね6時間前	・安全管理規程(運航基準)の遵守	・宇和島港等の係留施設に係留中の総トン数1,000トン以上の船舶及び危険物積載船舶は、離岸し安全な海域に避難する(※6)。 ・入港船は入港を見合わせ安全な海域へ避難する。 ・その他の船舶については、係留状況及び固縛状況を確認し、天候等が回復するまで十分注意する。 ・船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。		・係留強化(※5) ・安全な場所への避難を完了する。
解除	原則として、宇和島港等が台風の強風域から外れたときまたは台風の影響圏外となったと判断されたとき		・入港・航行にあたっては、港湾施設、漁業施設の管理者等との連絡を緊密にし、これら施設の被災状況(使用の可否、損壊による漂流物の存在)についての情報収集に努める。			

※1 危険物積載船、旅客船、大型船等において、運航基準等に定める措置基準等が本表より安全値に設定されている場合は、その運航基準等を優先とする。
 災害防止措置をとるにあたっては、人命の安全確保を最優先し、可能な範囲で行う。
 ※2 発令時期が土日祝日になる場合は、平日の間に連絡する。
 ※3 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶。
 ※4 荷役の中止：船倉の開口部を閉鎖する等、危険物の船外流出防止に努める。
 ※5 係留強化：係留施設において、待機することが適当であると判断される船舶は、増しもやいをとる等、係留を安全にするための防止策をとる。
 ※6 安全な海域に避難して錨泊する船舶は、次の措置を講じる。
 ①国際VHF(ch16)を常時聴守する等の、当庁との連絡手段の確保 ②当直員(船橋当直・無線当直等)の配置 ③AIS搭載船舶のAIS常時作動の確認
 ※7 勢力の大きな台風の直撃をうける場合、台風の影響が少ない他の海域へ避難する必要がある船舶が、十分余裕のある時期に避難を開始することを促すために発令する。
 早期避難が必要な台風とは「宇和島港等周辺海域を通過する際に、最大風速40m/s以上の暴風域を伴うおそれのある台風等」を想定する。
 判定の目安①台風情報の5日(120時間)予報において、3日後の予報で暴風警戒域に入っている。
 ②台風情報の5日(120時間)予報において、「3日後の予報が強い勢力(最大風速40m/s以上)を維持している。」または、「北緯20度線を越えた時点で、台風の強さが『強い』以上であり、北緯30度線までに『非常に強い』以上となる予報がなされている。」

宇和島海上保安部は、津波警報・注意報が発表された場合、港則法第39条第4項及び第45条により、港内の船舶に対して、この『船舶対応表』を基準に勧告することとしています。
なお、宇和島管内で勧告発令対象となる港は、港則法適用港である川之石港、八幡浜港、三瓶港、吉田港、宇和島港、深浦港の6港です。

船舶対応一覧表(津波)

令和8年6月11日現在

区分	発令の基準	発令の時期	旅客船	大型船・中型船(※1) 小型船(※2) (※3・4)
警戒勧告	気象庁が宇和海沿岸に津波注意報を発表した場合	気象庁が宇和海沿岸に津波注意報を発表した時点をもって発令とみなす	安全管理規程の遵守	・大型船・中型船は、荷役・作業等を中止し、必要な避難準備(係留避泊、安全な海域へ避難、陸上避難等)を整える。 ・小型船は、必要な避難準備(陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難)を整える。
避難勧告	気象庁が宇和海沿岸に大津波警報又は津波警報を発表した場合	気象庁が宇和海沿岸に大津波警報又は津波警報を発表した時点をもって発令とみなす	安全管理規程の遵守	・大型船・中型船は、直ちに荷役・作業等を中止し、津波来襲まで時間の余裕がある場合は、係留避泊又は安全な海域へ避難する。 津波来襲まで時間の余裕がない場合は、可能な限り「投錨、増索等の係留強化」、「油・積荷等の流出防止」、「開口部閉鎖等の浸水防止」等の措置を執り、係留避泊又は陸上避難とする。 ・小型船は、津波来襲まで時間の余裕がある場合は、可能な限り「陸揚げ固縛又は係留強化」の後陸上避難する。場合によっては、安全な海域へ避難する。 津波来襲まで時間の余裕がない場合は、陸上避難とする。 ・上記措置をとるにあつては、人命の安全確保を最優先とする。
解除	原則として、宇和海沿岸に発表された津波警報・注意報が解除されたとき		・津波注意報等解除後、各船舶等は港内の状況把握に努め入港する等、適宜措置をとる。 ・解除後においても、港内の水路の安全が確認されるまでの間は、宇和島部長から、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。	

※1 大型船・中型船 大型船は、タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいい、中型船は、小型船及び大型船以外の船舶をいう。

※2 小 型 船 プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶。

※3 係留強化 異常な潮位変動及びこれに伴い発生する潮流により係留索（特に索の短いスプリング）が切断することがあり、索を長くすることや増しもやいの防止策をとる。

※4 係留避泊 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する）。

宇和島海上保安部は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意または巨大地震警戒)が発表された場合、港内の船舶に対して、この『船舶対応表』を基準に注意喚起することとしています。 別表 3

なお、宇和島管内で対象となる港は、港則法適用港である川之石港、八幡浜港、三瓶港、吉田港、宇和島港、深浦港の6港です。

船舶対応一覧表(南海トラフ地震臨時情報)

令和8年6月11日現在

区分	発表の基準	発表の時期	全ての船舶
			・気象庁から南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたときは、今後の気象庁の発表に留意する。
(注意喚起) 南海トラフ地震臨時情報注意	気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意または巨大地震警戒)が発表された場合	気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意または巨大地震警戒)が発表された時点をもって発せられたものとする	・気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」に関する情報収集に努める。 ・後発の地震による津波警報等が発表された場合、直ちに避難等が実施出来るよう、情報伝達、支援体制、避難先海域等を確認する。